

社会福祉法人 富士吉田市社会福祉事業団

女性活躍推進法における行動計画（第1回）

当事業団は、育児や介護と仕事を両立しながら、その能力や適性を発揮できる働きやすい職場環境の整備を行い、今後も積極的に、女性の活躍の促進をはじめ、多様な人材が適材適所で活躍できる環境の構築に努めてまいります。

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定いたします。

1. 計画期間 令和3年12月1日 ～ 令和8年3月31日まで

2. 内容

目標1：女性の育児休業取得率100%を維持する。

<対策>

- ① 事業団HP等において、当事業団が育児休業を取得しやすい会社であることを社内外にPRすること等により、引き続き育児休業を取得しやすい環境づくりを推進する。
- ② 併せて男性が育児休業を取得しやすい環境づくりを推進していく。

目標2：女性継続年数を8年以上にする。

<対策>

- ① キャリアプランに関する研修等に参加させ、キャリアプランを若いうちから考える機会を創出する。
- ② 各種研修には女性にも積極的な受講を促し、能力開発や意識の向上・変革を図る。